

国立大学法人山口大学研究規範委員会調査部会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人山口大学における研究者の学術研究に係る不正行為に対する措置等に関する規則（平成19年規則第29号。以下「規則」という。）第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人山口大学研究規範委員会（以下「委員会」という。）に置く調査を行うための部会（以下「調査部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 調査部会は、委員会の指示により、規則第15条に定める調査（以下「調査」という。）を行い、委員会に報告する。

(組織)

第3条 調査部会は、次の調査部会員をもって組織する。

- (1) 委員会委員長及び同副委員長を除く委員会委員5名
- (2) 各学部から選出された教員各1名

2 調査部会員は、委員会の議を経て委員会委員長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号の調査部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 調査部会員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(調査部会長)

第5条 調査部会に調査部会長を置き、第3条第1項第1号の調査部会員から委員会委員長が指名する。

(予備調査)

第6条 調査部会は、調査すべき事案に応じ予備調査会を設置する。

2 予備調査会は、調査部会長が指名した次の調査員をもって組織する。

- (1) 第3条第1項第1号の調査部会員1名
- (2) 第3条第1項第2号の調査部会員2名

3 予備調査会に予備調査会長を置き、前項第1号の調査員をもって充てる。

4 予備調査会の調査員の任期は、その任務が終了するまでとする。

5 予備調査会は、調査すべき事案について、速やかに申立内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。

6 予備調査会は、予備調査開始後20日以内に予備調査を終了し、本調査を行うか否かの意見を付して、調査部会及び委員会に報告する。

(本調査の体制等)

第7条 委員会は、前条第5項の報告により、本調査を実施すると決定した場合、調査会を事案に応じ設置する。

2 調査会は、調査部会長が指名した次の調査員をもって組織する。

- (1) 第3条第1項第1号の調査部会員1名
- (2) 第3条第1項第2号の調査部会員2名
- (3) 調査対象となる研究分野に関し専門的知識を有する者若干名
(国立大学法人山口大学の役員又は職員以外の者1名以上を含む。)
- (4) その他調査部会が必要と認めた者

3 前項の調査会は、調査員の半数以上を学外の有識者で構成し、かつ、申立者及び被申立者と直接の利害関係のない者で組織するものとする。

4 調査会に調査会長を置き、第2項第1号の調査員をもって充てる。

5 調査会の調査員の任期は、その任務が終了するまでとする。

(本調査)

第8条 調査会は、当該事案に関して、規則第2条第3号に規定する不正行為の存否を調査する。

2 調査の開始に当たって、委員会委員長は学長及び当該事案に係る部局の長へその旨を通知する。

3 調査会は、調査に当たって、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 関係者からの聴取
- (2) 関係資料等の調査
- (3) その他調査に必要な事項

4 関係資料等の調査に当たっては、他の方法による適切な資料の入手が困難な場合又は関係資料の隠滅が行われるおそれがある場合には、規則第47条第1項第45号の規定に基づき、委員会委員長は、不正行為の疑いがある調査対象の研究者（以下「対象研究者」という。）の研究室で調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は機器・資料等の保全を行うことができる。

5 前項の措置をとる場合には、必要最小限の範囲及び期間に留め、事前に対象研究者が所属する部局の長の承諾を得なければならない。

6 一時閉鎖した研究室の調査及び保全された機器・資料等の調査を行う場合には、対象研究者が所属する部局の長が指名する2名の立会を必要とする。

(報告)

第9条 調査会は、調査の結果を、調査部会を経て委員会に報告する。

2 調査員は、委員会委員長の要請により委員会に出席し、調査結果を報告することができる。

3 委員会委員長は、調査の終了前であっても、規則第7条第2項の規定に基づき、研究資金配分機関の求めに応じて調査の中間報告を提出することができる。

(事務)

第10条 調査部会に関する事務は、学術研究部研究推進課において処理する。

(雑則)

第11条 調査部会の運営に当たり、この細則により難しい場合は、その都度委員会が定めるところによる。

- 2 調査の実施に関しては「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）に準ずるものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成19年6月8日から施行する。
- 2 この細則施行の際最初に選出される第3条第1項第2号の調査部会員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。